

豊臣秀吉の側室松丸殿の生涯

桑 田 忠 親

一

豊臣秀吉の私的生活を研究するに當つて、その父母、實子、正室等に關する研究について重視すべきは、側室に關する研究であらうと思ふ。秀吉の側室といへば、吾人にとつて最も親しみ深いのは、淀殿淺井氏であるが、秀吉には、雜書に見えるものも加へれば、その外に十數人の側室があつた。その中でまた普通に知られてゐるのは、京極高吉の女たる松丸殿、織田信長の女たる三丸殿、前田利家の女たる加賀殿、蒲生賢秀の女たる三條殿の五人である。そして淀殿については、その大抵は常識として殆ど何人にも知り悉されてゐる上に、學術的に纏つた小論も一二發表せられてゐるが、淀殿以外の此等の側室

豊臣秀吉の側室松丸殿の生涯

については、單にその名が知られてゐるのみで、委しい傳記を書いた様なものも全く見當らない。そこで自分は此等の側室の研究を試みるとし、こゝにその手始めとして、まづ松丸殿京極氏の生涯に就いて聊か調べたところを述べてみたいと思ふのである。

二

松丸殿の生涯に關する概略のことは、京極家譜に據つて知ることが出来る。即ち父は京極高吉、母は淺井下野守久政の女。かの大津宰相高次には同母の妹に當り、名を龍子といひ、初め若狹の武田孫八郎元明の妻となつたが、天正十一年四月柴田氏滅亡の後、夫の元明は秀吉に誅せられ、その身は秀吉の虜となり、松丸、または京極

第二十三卷 第一號 一一七

御所と稱せられて、秀吉の寵を得、後、兄高次の罪を謝して之を赦された。なほ山城國誓願寺を再興し、江州石山寺を造營したが、寛永十一年九月朔日卒した。戒號は壽芳院月晃盛久禪尼。その住居の跡は西洞院中立賣北にあり、世に松丸殿町と稱したといふ。併しながら松丸殿の生涯の説明は、これだけでは未だ充分とは云へないこと勿論である。以下京極家譜の記事の不備を補ひ、松丸殿の事蹟を更に詳かにして見よう。

まづ京極家譜では、松丸殿の夫であつた武田元明が殺されたのを天正十一年四月柴田家滅亡以後の事としてゐるが、これは誤であつて、元明が秀吉のために近江海津に殺されたのは天正十年七月十九日、即ち山崎合戦より一月後の事である。この事を實證する史料としては、高野山過去帳に、

武田孫八郎元明義統子

法雲寺殿文甫紹昌大禪定門

若州武田孫八郎、天正十年壬午七月十九日

とある。それから元明の滅亡に關する事情は、若州觀迹錄等に詳かであり、要するに、明智光秀に誘はれて、之

に通じた爲であるが、若狹國志には丹羽長秀が秀吉に讒した爲であるとも、また秀吉自身が元明の室京極氏を奪はんが爲に元明を殺したとも傳へてゐる。此等の世説はそのまゝ、信じ難いことは勿論であるが、京極家物語書留所收の山田氏覺書に據れば、京極家臣の山田越中入道玉齋が、其時越前敦賀に京極氏を隠まつたといふことである。また元明の妻の京極氏が美人であつたといふ事は諸家系圖纂にも記してあり、これは事實であらうと思ふ。今京都の誓願寺に松丸殿の畫像が傳はつてをり、年齢四十前後と見らるゝ法體の像であるが、それによつても容貌の端麗なるを窺ふことが出来る。

三

次に秀吉の側室としての松丸殿であるが、この事蹟は京極家譜では全く詳かでない。まづ松丸殿が秀吉の側室となつたのは何時頃かといふに、これは天正十年七月九日武田元明が殺された後の事なることは勿論であるが、その後何年何月の事かは、史料不足のため未だ詳かにし

得ない。たゞ自分の臆測では、秀吉が、加賀殿、三條殿を側室とした時期から推して、矢張、それ等と同じく天正十一年頃ではなかつたかと思ふのみである。そして秀吉の側室としての松丸殿の記事の初見は、信長及び秀吉に仕へた太田和泉守牛一の著大かうさまくんきのうち天正十八年三月の條に、

北の御方、佐々木京極さま、御同陣なされ候處、御輿數三十餘丁、馬乗の御女ばうしゆ六十餘騎也、云々。

とあるものである。これは、かの小田原陣に、北御方と佐々木京極様とが同陣したといふ記事であつて、佐々木京極様は即ち後の松丸のことであるが、こゝに北御方といふのは一見、北政所、即ち秀吉の正室高臺院杉原氏のことらしくも思はれるが、杉原氏が小田原同陣したといふのは不合理であると思ふ。何となれば、東京市篠崎郡香佐氏所藏の秀吉の自筆消息寫によれば、秀吉は、この年四月十三日附を以て京都に居つた北政所に通信して小田原陣の戦況を報じてゐるからである。故に自分はこの

北御方といふのを淀殿とも解釋してみたいのである。北政所とか、または政所とかない限り、これを淀殿と見ても差支へはあるまいと思ふ。因に、淀殿が小田原陣に随伴した事は諸種の確かな史料によつて事實として認め得るのである。

それからまた同書文祿元年三月一日の條に左の記事が見える。

三月一日御どうざとおほせいだされ候へども、たい(大)軍(動座)と申に、あひさゝへ、しばらく御ゑんるん、き(延引)

(吉例)ちれひにまかせ、くわんとう御ちんへ御とも候て、

御しあはせよきにつゐて、きたのまんどころ、さゝ(北政所)本京こくさまに、かうさうす、おちやをあひそへら(幸藏主)

れ御どうちん、ぐぶ人じゆの事、(同陣) (供奉人衆)

はつとりとさ(服部土佐) みまきかんびやうへ(御牧勘兵衛)

大のきしんのせう(大野木新之丞) いなたせいさう(稻田清藏)

あら川きんへもん(荒川銀右衛門) おふた又すけ(太田又助)

御こしかず五十よちやう、ばじやうのおんにやうば(輿數) (馬乗) (女房)

うたち百よき、び、しき御よそおひ也、
(美々敷)

これは秀吉が朝鮮征伐のため肥前名護屋に出陣するに當つて、小田原陣の吉例にならひ、北の政所、佐々木京極様、孝藏主、おちや等を伴つた記事であつて、孝藏主は蒲生家の臣川副勝重の女で豊臣家御奥の老女、おちやはおちやちや、即ち淀殿の様でもあるが、孝藏主より下位に記してゐるところから見れば、北の政所の侍女のちやあのことらしい。この記事に於ては、北御方ではなく、明かに北政所が同陣したとある。これも不合理に思はれるのである。何となれば、秀吉が行装を整へて京都聚樂第を發したのが文祿元年三月二十六日の事で、四月二十五日に肥前國名護屋の本營に著し、五月六日附を以て京都なる生母大政所、及び北政所に宛て、二通の自筆の消息を出して征韓勞頭の状況を報じてをり(國史學第九號所載拙稿宰相宛豊大閣自筆消息に就いて參看)、若し北政所がこの行に従つて肥前に赴いたとすれば、四月二十五日から五月六日までの間に再び歸京してゐなければならぬことゝなるからである。故にこれは筆者たる太

田牛一の錯誤であるかも知れないと思ふ。そしてかうした錯誤が認められるからには、先の小田原陣の際隨伴した北御方といふのも、或は北政所の事で、同じく牛一の錯誤であるかも知れないのである。それは兎もあれ、京極様、即ち松丸殿が文祿陣にもまた従つたといふ事は、牛一のこの記録によつて明かにされたと云へるのであつて即ち同書同月二十九日の條を見れば、

二十九日、ひめぢふけうにた、せられ、しかまつよ
(姫路)(つ腕カ)

り御ふねにめされ、たいかうひでよしけう、その日
(岡山)(大岡秀吉卿)

おか山まで御とをり、京ごくさまは、かたかみへ御
(片上)

あがり、よくじつおか山御ちやくざ、こゝに七かに
(逗留)

ち御とうりう、

とあり、松丸殿は三月二十九日播磨の姫路をたち、同國飾磨津より乗船し、備前の片上へ上陸、翌三十日岡山に着き、岡山に七日間逗留した事が分るのである。そしてそれ以後、肥前に抵るまでの道中の事、及び名護屋在陣中の松丸殿の記事は缺けてゐるが、文祿二年八月十四日の條を見れば、

京極様は、八月十二日(晩景)ばんけいな(名護屋)ごや御たちなされ

二十六日に大さかへ御つき候也、

とあつて、その名護屋出發の日、及び上坂の日が明か

あり、次に、

くはん(關東)とう御ちん、つくし御ちん、いかほどの御こ

ゝろをつくさせられ、しかしながら御しあはせよく

いづかたも御こゝろのまゝにおほせつけられ、御し

あはせよき御かたさま也、大さかに(西)しの丸御てんた

てをき、一しよをかまへをき申され候也、

とあり、松丸殿が小田原陣及び名護屋陣に秀吉と同伴し

て辛勞をなめたが、仕合はせよく何れも思ひのまゝに凱

旋し、大阪城西丸に御殿を建て、其處に移り住んだとい

ふ、比較的個人的な問題に立入つて述べられてある。そ

してこの大阪城西丸に移居したといふ記事は特に注意す

べき價值があると思ふ。それは京極氏が伏見城の松丸に

移つて松丸殿と稱せられる以前、大阪城西丸に住居して

居つたといふ事實を證すべき史料の一つであるといふ點

に於いてある。そこで問題となるのは、京都帝國大學

所藏の豊臣秀吉自筆の書狀である。

かへす(湯)、ゆへそもし一人いれ候はん事、め

いわくに候つれとも、めは大し(目)の事にて候間、

まつ(目)ゆへいれ候はんかと存候、やいとを、

うちかた、又さし(二カ)なとに、つほをろさせ、き、

候ほと、あそはし候へく候、かならずこゝもと

ふしん(普請)申つけ、一日ころにわ、いそき參可申候

又大つのおちを、よひよせ候て、おき候へく候

かさねての文、ねんころに、みまいらせ候、ゆへい

り候はん事、まつ(薬師)やいとあそはし候はんよし、

しかる可候、一日ころに、こし可申候、くすし(薬師)

よひ候て、つほおろさせ可申候間、其心候て、やい

とまつ(筋力)しままいらせ候へく候、又すそひへ候ま

ゝゆへいり候は、よく候はんと存候、めわすそひ

へ候に仍、上き候上かと存候、まつ(筋力)ゆのふしん

やめさせ申、ゆへいり候てよく候はんと申候は、

ふしんの事、十日はかりかゝり候は、いてき可申

候、まつ／＼やめ申候、かしく

二十四日

(西丸) 又
にしのみる

五もしへ 返事

大かう

この消息は、従來の定説では秀吉が北政所杉原氏に與へたものであるといふことになつてゐる。それは、西丸は、元來正室たる北政所の住まねばならぬ場所ときめてかゝつて、この消息の宛名の「にしのみる五もし」をも北政所と解釋し、この消息をば北政所に與へたものとして説明してゐる。併しながら自分は、かうした従來の定説に對しこゝに訂正を試みたいのである。そして以下述ぶるが如き新説を裏附ける爲には、まつ子爵秋元興朝氏舊藏の左の消息を掲げたい。

かへす／＼、めは大し(目)の事(事)にて候間、其ために

ゆへいれ申候、われ／＼いり候はて、一人いれ

候事は、はしめにて、いかほと／＼いれ候事め

いわくにて候へとも、そもし(自然)せんめわつらい

候てはと存候て、ゆへめいわくなからいれ、や

いとなとして、ふし(善讀)んよく候はんや、うちかた

よく候はんと存候へとも、ゆへいりたきよし、

そもし申候ま、ゆへいれ申、ゆよりあかり候

て、うちかたに、やいとよく候へく候、其きさ

みわれ／＼參候はずは、(孝藏主)こうそす進上可申候、

其心へ候へく候、

一日は御いとまこい不申、御のこりおゝくおもひま

いらせ候、そもしの御めよく候や、ゆへいりてよく

候はんよし、うけ給候間、ゆの山の申つけに、まい

たもんとをつかわせ候間、二十七八日ころにわてき

候はん間、其御心へ候ていり候へく候、すこしもく

したく／＼まで、はしなる心もち候はんように申つ

け候はん事せんにて候、御ふくろをつれ候て、御い

り候へく候、いさるものは一人もむやうにて候、そ

もしいり候と申候は、みなく／＼いり申たきよし可

申候間、一人も、うつき、又は、いさるもの、む

やうにて候、かしく、
二十二日

ア

にしのみる 五もしへ まいる

大かう

この消息は、同じく秀吉の自筆に成るものであるが、遺憾ながら大正十二年九月の關東大震火災に焼失してしまつた。けれども震災前に東京帝國大學史料編纂所に於いて原物から直接に製作した精巧なる影寫が、同所に現存してをり、それによつて、その全貌を知ることが出来るのは不幸中の幸ひといはねばなるまい。そしてこの消息は、その内容を一見すれば、直ちに前掲の京都帝國大學所藏の消息と同年同月のものたる事が分るのであつて、前掲の消息より二日前の消息と見なし得るのである。即ちこの消息を西丸五もじに與へたところが、五もじから返事が來た、それに對して早速また返事として出したものが前掲の消息であらうと思はれる。ところでこゝに注意すべきは、この消息中「御ふくろをつれ候て御いり候へく候云々」とある文句である。假に西丸五もじを北政所と解釋すれば、この御袋といふのは果して何人を指すことになるであらうか。從來の説は、大抵この御袋を大

豊臣秀吉の側室松丸殿の生涯

政所として説明してゐる。西丸五もじを北政所と解けばその御袋であるから、大政所としなければ、治まりがつかないわけであるが、秀吉の生母たるこの大政所は文祿元年七月二十二日に京都聚樂亭に於いて薨じたのである。故にその大政所が入湯するといふならば、少くともそれ以前の事ではなければなるまい。そしてこの消息は、何れも差出名が「大かう」とあるから、秀吉がその關白職を養嗣秀次に譲つて太閤と號した天正十九年十二月二十八日以後のものでなければならぬ。故にこの消息は、この間のものであり、隨つて秀吉や、大政所北の政所などが某地に入湯したのは、まづ天正十九年十二月二十八日より翌文祿元年七月二十二日に至る七箇月足らずの間の行事として局限せられる。然るにこの七箇月間には如何なる事件があつたかといふに、まづ朝鮮征伐で、前にも述べた如く、秀吉は正月五日征韓出師の軍令を下し、三月二十六日には自ら行装を整へて京都聚樂亭を發し、四月二十五日には肥前國名護屋の本營に著し、彼地に於いて専ら軍事を監したが、七月二十二日の大政所危篤の

報に接して、倉皇歸京し、途中豊前國內裏の沖、組板瀬の暗礁に於いて一命に懸る危難に遭ひ、八月一日大阪に歸城し、同七日に大政所の葬儀を京都紫野の大徳寺で行つてゐる。かく詮索すればこの消息を推定すべき期間は

更に局限せられて、天正十九年十二月二十八日より翌文祿元年三月二十六日に至る僅か三箇月間の事となるのである。さうしてまたこの三箇月間が秀吉が家族と共に入湯する様な時機であつたか、どうかといふに、さうした可能性の頗る乏しい時機であると云はねばなるまいと、自分は思ふのである。また假にこの僅かな期間のものとして見ても二消息共に餘りにもさうした時機に不相應な文面であり、且、前掲二十四日附の消息中の返し書きにある「かならずこゝもとふしん申つけ、一日ころにわ、いそぎ參可申候」の文句の解釋を果して如何になすべきであらうか。なほまた假にこの御袋を秀頼の御袋である淀殿淺井氏として見ても、この消息の宛名の西丸五もじを北政所となすのは、返し書きの「われくゝいり候はて、一人いれ候事は、はしめにて、いかほとくゝいれ候事め

いわくにて候へとも云々」の文句が、少し異様な感を與へはしまいかと思ふのである。

以上の如き諸種な理由からして、この二通の消息を北政所に與へたものとなすところの從來の定説を訂正したのである。さうして極めて冷靜な觀察を以て、この消息から受けるところの感じを味つて見れば、頗る愛情細やかなものゝ受取られる點、どうしても秀吉とは可なり年齢の懸隔つた側室の一人に與へたものでなければならぬと思はれてくるのである。たいかうさまくんきのうちの慶長三年醍醐花見の輿の順序を書いた記事には、松丸殿の上位に西丸様といふのがあり、これは淀殿と推定せられる。故に、この西丸御もじを淀殿と見たのであるが、彼は慶長三年の記事、此は文祿三年の稱呼である。然も之を淀殿に與へたものと見なすには、「御ふくろをつれ候て云々」の文句が氣懸りである。淀殿の生母は既に天正十一年四月二十四日柴田氏の滅亡と共に北莊で自刃してゐるからである。それに駒井日記によれば、この頃淀殿は二丸殿と呼ばれてゐたのである。そして側室加賀

殿前田氏に與へたものは大抵、「か、殿」とか、或は加賀殿の呼名の「まゝあ」を宛所に書いてゐるから、それ以外の側室に當つて見る必要があるのである。然るに豊臣秀次の奉行たる駒井重勝の日記たる駒井日記の中に、この二通の消息が、こゝに詳述せんとせる松丸殿京極氏に與へたるものなることを證明すべき、若干の記事があるのである。以下それ等の史料によつて、この二通の消息に合理的な解釋を施して見たいと思ふ。

まづ駒井日記文祿三年正月二十一日の條に、

一大阪西之丸御殿え京極御うへ様移參られ候て、御普請之由、

とあり、更に同年二月十四日の條に、

一大阪より木下大膳書中に、一去十二日京極殿西丸

へ被成御移由、

といふ記事がある。松丸殿が大坂城の西丸に移つた事については、前にも、大かうさまくんきのうちの記事を掲げたが、この記事によつて更に移居の時日が詳かにされた譯である。大かうさまくんきのうちの記事によれば、

豊臣秀吉の側室松丸殿の生涯

松丸殿が肥前名護屋から大阪に著したのが、文祿二年八月二十六日の事である。さうして大阪城西丸に移つたのがその翌年の二月十二日であるといふ事が、今また明かになつた。その間、松丸殿は何處にゐたかといふ事は不幸にして分らないが、或は大坂城内の何處かにゐたのかも知れない。それは兎も角も、京極氏のこの大阪城西丸移居は、秀吉の側室としての發展の經歷を示すものであらうと思ふ。即ちこの時以來、京極氏は大阪城西丸に居して西丸五もしと呼ばれたもので、伏見の築城が完成して他の側室と共に伏見城に移り、同城松丸に居を與へられるに至つて、初めて松丸殿と呼ばれたものではあるまいかと思ふのである。次に同日記同年四月十七日の條に、

一來二十日に備前宰相殿え可御成之由、北政所様、

二丸様、御ひろひ様(拾)、京極様、何も御同道可有由

といふ記事が見え、秀吉が備前宰相即ち宇喜多秀家の邸に赴くについて、北政所、二丸即ち淀殿、御拾即ち後の秀頼と共に、松丸殿をも同道せしめるといふ豫定を記してあるが、これは松丸殿の動靜を語る一史料としてのみ

紹介しておく。そして最も重視すべきは下の如き、秀吉並に松丸殿有馬入湯の記事である。

四月二十二日、一從木下大膳方書中、大閣様明後日

有馬え被成御湯治由、御かいな先度よりいたみ申故

之由、一増右へ田兵太方迄、是も大閣様明後日二十

四日有馬へ御湯治之由、一大閣様有馬え之御供羽忠

三など可被參由被仰出由、

四月二十三日、一大閣様彌二十六日有馬御湯治之由

從山中山城申上、

四月二十五日、一大閣様御快氣に付而、今日京極様

御湯治之由、大閣様者五三日も御跡、有馬え可被成

御入湯由、

これは松丸殿の事蹟を詳細にする上に、極めて必要な記事であるが、更に次には、この記事を基礎にして、前掲二通の秀吉自筆の消息を、二通ながら松丸殿京極氏に與へたものなる事を立證し、かの二通の消息を、秀吉松丸殿兩者の關係を最も如實に物語るべき好史料として承認したいのである。

さて右の如き駒井日記を基礎として、前掲二通の消息の年月を推定して見れば、正に文祿三年四月のものと認めることが出来る。さうしてそこには聊かの無理も生じない。即ち二十二日附消息の文中、「ゆへいりてよく候はんよしうけ給候間、ゆの山の申つけに、まいたもんとをつかわせ候間、二十七八日ころにわ、てき候はん間、其御心へ候て、いり候へく候、」とあるのは、駒井日記前掲の條に、「今日京極様御湯治之出」とあるのに相當し、二十四日附消息の文中、「一日ころに、こし可申候、」とあるのは、同日記に、「大閣様五三日も御跡、有馬え可被成御入湯由、」とあるのに合致してをり、また二十四日附消息の返し書きの文中、「かならずこもふしん申つけ、」とあるのは、伏見築城の事を意味してゐるとつて丁度年代もあてはまるのである。随つてこの二通の消息を出した時の秀吉の居場所も伏見であつた事が推定せられる。そして松丸殿が大阪城西丸に移つたのは、前述の如く同年二月十二日の事であるから、この年の四月に「にしのまゐる五もし」と呼ばれるのは、極めて當然な事である（因

に五もしといふのは、即ち御もじであつて、婦人に對する敬稱である。随つて、五もじの五を、京都市高臺寺所藏小田原陣中の秀吉自筆消息の宛名の五さと同人であると解釋するが如きは無理である。)要するに、この二通の消息は、伏見築城の工事を監督してゐた秀吉が、大阪城西丸なる京極殿に與へて、眼病を見舞ひ、有馬入湯に讚成し、灸、按摩などを勧め、追つて彼自身も入湯せん事を報じたもので、その懇切の情文面に溢れん許りであつて、松丸殿が秀吉の寵愛を蒙ること如何に深かつたかと窺はれるのである。そして二十二日附消息の「御ふくろをつれ候て云々」の御袋とは、松丸殿の生母淺井氏を指すものであらうと思ふ。因に、淺井氏が何時歿したかは、淺井家過去帳、靈簿によつても判然しないが、京極家譜にも淺井家滅亡の後薙髮して清源寺と號したとあるから、この時生存して居つたと見なして差支へなからうと思ふ。

なほこの西丸五もじに關係のある史料としては、男爵益田孝氏の所藏に係る秀吉の自筆消息があつて、左の如

豊臣秀吉の側室松丸殿の生涯

き文面である。

かへす、^(表)此文おもてにて、かくしかき候て
まいらせ候、一たんとかくし事にほねをれ候、
にしのまるへ、ちと、^(隠)みまいにこし候と申候
て、みなくへいかにもくかくしこし候へく
候、兩人の人うへに、みなくうらみをうけ候
はんも、せひなく候、まち申候、
^(孝藏主)かうそすかた忍文みまいらせ候へは、一たんとあわ
れにて候ま、むかひをまいらせ候、よきついでに
て候ま、にしのまるのお五をもつれ候て、いそき
こし候へく候、兩人かたへの此文わ、かのあまのし^(天邪鬼)
やくともにかくしかき候てまいらせ候、おねにもか
くし進候ま、こなたへこし候ても、文をやり候事
かくし候へく候、いそきにしのまるへ兩人こし候て
つれたちいそき候へく候、かしく、

十二月十一日

おくら
おくら 兩人

大

これは、秀吉が西丸のお五といふ婦人を連れだち來ら

んことを、おぐら、おくの二女に求めたものであるおぐらは嘗て織田信長の側室であつたところの小倉氏のこと、小倉氏は名を鍋といひ、その家は即ち近江の佐々木氏の一族で、京極氏の被官であつた。おぐといふのは未だ詳かでないが、矢張、鍋と同格の老女らしく思はれる。

この消息は、相當難解なものであるが、この文中の「にしのまるのお五」を前掲二消息の宛名の西丸五もじと同一人と見て、これをも後の松丸殿京極氏と解釋しても差支へはなからうと思ふのである。事情の全般はこの消息の文面だけでは勿論分明しないが、京極氏の家來に當る小倉鍋に命じて京極氏を連れ出さんとしたと解釋すれば極めて自然であるし、また「おねにもかくし進候ま、」とあるから、西丸五もじがおね即ち秀吉の正室杉原氏と別人であるといふことも證明せられる譯である。そしてこの消息は何時頃のものかといへば、京極氏が大阪城西丸に移つた文祿三年二月十二日より同氏が伏見城松丸に移居して松丸殿と呼ばれるまでの間のものであるから、十二月十一日といふ日附から見て、矢張、文祿三年の消息

ではあるまいかと思はれる。

四

京極氏が伏見城松丸に移つて松丸殿と稱した後の事蹟を詳かにすべき史料として初見するものは、清正高麗陣覺書である。これは少くとも寛永九年加藤家改易以前の記であつて、史料としても相當信用出来るものであるがその中に、清正之政所様松之丸様より御使並御上ろう衆其外よりも御使御座候事といふ條があり、かの慶長元年閏七月の伏見大地震の時、勘氣中の加藤清正が秀吉を見舞つたのに對して、松丸殿が、北政所と共に取成しに力めたといふ記事がある。

それから神龍院梵舜の日記たる舜舊記の慶長二年三月の條には、松丸殿が山城の誓願寺再興の施主となつた事に關する記事が見える。

十日、○前 誓願寺供養之前日、予見物也、

十一日、天晴、誓願寺堂供養、大覺寺門跡道師三條六角堂ヨリ儀式云々、當寺再興大施主、北

御方佐々木京極女爲二世安樂也、如_レ此之額也、大覺寺門跡筆也、

誓願寺再興の事は京極家譜にも記してあるが、この日記の記事に據つてその時日を知り得るのである。

次に擧げたいのは、大かうさまくんきのうちの慶長三年三月醍醐の花見の條である。

御(典)こしの(次第)したい

一番 まん所さま

(小出掃鷹)
こいではりま

(田中兵部)
たなかひやうぶ

(木下周防)
きのしたすおふ

二番 にしの丸さま

(石河掃部)
いしがうかもん

(栃木河内)
くつ木かわち

三番 まつの丸さま

(石田木工)
いしだもく

(太田和泉)
おたいわづみ

四番 三の丸さま

(平家因幡)
ひらつかいなは

(片桐市庄)
かたぎりいちのかみ

(河原長右衛門)
かはらちやうへもん

五番 かゝさま

(加賀)
かゝさま

六番 大なごん殿御内
これは豊大閣晩年の豪遊として知られた醍醐の花見に赴いた際の北政所以下の輿の順序を記したものであつて西丸様は淀殿、三丸様は織田氏、大なごん殿御内とあるのは前田大納言利家の正室芳春院高島氏であり、下欄に記してあるのは夫々の輿を守る警固の武士の名である。六番は別として、五番までは何れも秀吉の内室で、その格式の上下が、これによつて知られるのである。この中でも、松丸殿は西丸殿の次位を占めてゐる。松丸殿の家柄が比較的低いに拘はらずかく側室として第二位を占めてゐるのは、松丸殿が兎も角も京極高吉の正室淺井氏の腹に出来た子であるからであらうと思ふ。三丸殿は、父は織田信長であるが、母は信長の嫡子信忠の乳母である。また加賀殿も、父は前田利家であるが、母は恐らくは利家の側室であつたらしい。故に松丸殿より下位に在つたのであらうと思ふ。これは可なり注意すべき事柄であらうと思ふ。なほ松丸殿の警固の武士は、栃木河内守元綱、石田木工頭正澄、太田和泉守又助の三人であつたが、こ

れで見ると松の丸殿と太田又助即ち牛一とは主従の關係があつた事が知られ、その著書たる大かうさまくんきのうちに、松の丸殿に關する記事が、他書に比べて多いのも尤もに思はれるのである。

この醍醐の花見の時に秀吉以下の者が詠じた和歌の短冊は、今なほ醍醐の三寶院に保存せられてゐるが、その中で、松丸殿と符箋を附けられたものが四首あつて、次の如くである。

うちむれてみる人からの山ざくらよろづ代までと色に見えつゝ、

あさ霞春の山べにたち出てもふ事なき花をみるかな

幾千代もみるべきともの春なればちるをもけふの花はおしまじ

きみが代のかぜもおさまる春にあひてさかり久しき花やなをらむ

けれども最後の一首は「きた」と署名があるから、松丸殿の作でない様にも思はれるが、また松丸殿のこれ等の

歌を代筆した侍女の署名かも分らない。これはなほ研究の餘地がありはしないかと思ふ。

なほこの花見の際に於ける松丸殿の行動を知るべき史料としては、前田侯爵家所藏の記録たる陳善録に左の如き興味深い記事がある。

一だいごへ大閣様御花見事、其時、御手懸衆京極殿と、秀頼様御母儀様と、盃あらそひの時、政所様御慶、大納言様の御うへ様も御あつかひ候事、其ゆゑ御花見つらゝの由御座候、云々、

世に傳へられてゐる俗書には、北政所と淀殿との争ひの事がいかにも眞實らしく記してあるが、何れも事實として信用し難いものである。それに比べて、陳善録は前田利家の御伽衆村井勘十郎長明が當時の出來事の見聞をそのまゝに書留めたものであるから、相當信用すべき記録であつて、然もその記事を見るに、淀殿對松丸殿の盃争ひ、舞臺は醍醐三寶院櫻花爛漫の裡、仲裁者が北政所と前田利家の正室芳春院高島氏といつた顔觸れである。この記事を根據として臆測するに、淀殿、松丸殿、三丸

殿、加賀殿の四人の側室の中で、その勢力がひとり他を壓してゐたのは勿論豊太閤の世嗣秀頼の御袋様たる淀殿であつたに違ひなからうが、その淀殿を向ふに廻して二歩とは譲らないのは松丸殿一人ではなかつたであらうか。彼女は不幸にして秀吉との間に子を儲けなかつた。

併しながら子なしの側室としては、彼女の勢力は素晴らしかつた。これは彼女が單に稀なる美人であつたからであらうか。前掲の二十二日附秀吉自筆消息に、「そもしい候と申候は、みなく(ら脱丸)いり申たきよし可申候間、一人も、うつき、又は、いさるもの、むやうにて候、」とある如き、十二月十一日附の消息に、「よきついでにて候まゝ、にしのまるのお五をもつれ候て、いそきこし候へく候、兩人かたへの此文わ、かのあまのしやくともにかく(天邪鬼)しかき候てまいらせ候、おねにもかくし進候まゝ、こなたへこし候ても、文をやり候事かくし候へく候、いそきにしのまるへ兩人こし候て、つれたちいそき候へく候、」とある如き、彼女が如何に秀吉の愛顧に價してゐたか、分るのである。そして松丸殿の後には常に高臺院杉原氏

があつて、之を庇護して居つた様である。

五

終に秀吉の薨後に於ける松丸殿の消息を僅かな史料に據つて窺へば、松丸殿は秀吉の薨後は落髮して、ひたすらその菩提を弔つたと云はれてゐるが、筑紫古文書所收の關ヶ原御合戦之時大津城責之覺と題する覺書に、

一、二三の丸責落、本丸計に成たる時、政所様、秀

頼御袋様より御使參候、高藏主、あいばどの、高

野の木食上人被來候、松丸殿いだし申様にとの儀

に付、あつかい澄候、松丸殿京へ送り、城請取、

城代に石河掃部被居申候、宰相殿は高野へ送り申

はずにて候、井手玉水まで送り、其内に關ヶ原落

去仕たる左右御座候に付、面々國々へ歸候、

と見える。これは慶長五年九月三日より石田方の諸將が徳川氏に通じて彼等に與せなかつたところの京極高次を近江の大津城に責め、關ヶ原合戦の前日である九月十四日に至つて漸く同城を陥れた時の記事であるが、當時松

丸殿は慶長四年の春から大津城に移り(京極家譜)、同城の本丸に居つたと見える。立花事實記によれば、石田方はこの時、三井寺の高山から大筒を以て殿主の二重目を撃つたところが、松丸殿の侍女二人が微塵になり、松丸殿も氣絶したといふ。京都三本木の杉原氏及び大阪城の淀殿の扱ひによつて、杉原氏よりは孝藏主、淀殿よりは嬰庭の局、木食上人應其が使者として伏見に來つて、東西兩軍の間に和を結ばせ、松丸殿を伏見より連れ出して京都へ送つたといふ。豊大閣内室相互の交誼を物語る上に、まことに遺憾なき資料ではあるまいか。

次に舜舊記の慶長九年八月二日の條に、

早天雨降、政所御社參、湯立二十七釜、

一番政所五釜 二番松丸殿五釜 三番備前様三釜

以上十三釜、大原巫女勤之、○下略

とあり、松丸殿が高臺院杉原氏や備前様即ち宇喜多秀家の室と豊國神社に參詣した事が見える。宇喜多秀家の室といふのは前田利長の第四女で、名を豪といひ、秀吉の養子となり、宇喜多秀家に嫁して備前様、南御方などと

呼ばれた人であつて、秀吉が之を「備前の御もじ」と稱して鍾愛した事は、賜廬文庫文書所收攝津某氏藏沽却物文書の秀吉が杉原氏に宛てた消息によつても知られる。

なほ松丸殿に關しては、京都の妙心寺塔頭慈照院文書に七月八日附松丸殿宛豊臣秀頼の書狀があり慶長年間のものたること明かである。益の祝儀として松丸殿が大阪城の秀頼に品物を贈つたのに對する秀頼の禮狀であつてその返し書に「やがて御下待人申候」など、あるから、その頃、松丸殿が京都から時には秀頼の御機嫌伺ひに大阪城に赴いた事が知られるのである。

かくて松丸殿は寛永十一年九月朝日京都西洞院の邸に於いて歿した。そして誓願寺志稿によれば、その墓は誓願寺の舊塔頭たりし竹林院に在つたが、現今は寺町通六角上る東側石油商某の邸内に屬し、五輪塔で、高一丈一尺二寸、方四尺二寸五分、東面し、石面の其左に「壽芳院殿月晃盛久大禪定尼」とあり、其右に「佐々木高極女爲二世安樂」と刻してある。因に誓願寺は松丸殿の生前に歸依するところであつて、今寺寶として傳る物に豊臣氏

關係のものが多いたるは皆これに因るといはれてゐる。

六

松丸殿の生涯は、便宜上これを三期に分ることが出来る。第一期は、若狭神宮寺の豪族武田元明の正室時代で一個の平凡なる女性としては最も理想的な幸福な時期であつた。それが本能寺の變といふ勃發的な事件が動機となつて、夫元明は羽柴氏に殺され、その身は敵の虜となり、その幸福は全く蹂られた譯である。第二期は、夫の仇敵たる秀吉の側室とならねばならぬといふ窮境から始るが、同時に所謂天下様たる豊大閣の側室として兎も角も彼女の一生としては最も權勢を恣にした時代である。まづ大阪城西丸に居して西丸殿と呼ばれ、伏見の築城が成つてからは、同城松丸を與へられて、松の丸殿と呼ばれた。その側室としての地位たるや豊臣家の世嗣秀頼のお袋様たる淀殿に次ぎ、天資の美貌の致すところか、大閣の寵愛を蒙ること著しきものがあつた。第三期は、大閣の薨後に於ける時代で、剃髮してひたする大閣の菩提

を弔ひ、初め兄京極高次の許に居つたが、關ヶ原以後、京都に移り、専ら誓願寺に歸依し、その平和なる餘世を樂しく、遂に天壽を全うするを得たのである。之を要するに、松丸殿の一生は、戰國時代に於ける女性のそれとして代表的に近いものであつて、まことに數奇な運命に弄ばれたわけであるが、兎も角も看經三昧な平穩な後半生を保ち得たことは、彼女の溫順な性質の然らしめたところであらうと思はれる。

(昭和九年十一月稿同十二年十一月補訂)